

習志野市農業委員会総会議事録

令和7年第4回習志野市農業委員会総会は令和7年4月8日（火曜日）に習志野市役所2階会議室で開催した。

1. 開催時刻 午前 9時30分

2. 委員の出欠席 16名中13名出席 欠席3名（網掛け）

（委員氏名）

1番 渡邊 喜代美	2番 廣瀬 克久	3番 市角 明彦
4番 都築 博文	5番 中基 明	6番 金子 光雄
7番 中野 政博	8番 村山 茂男	9番 江口 勝洋
10番 三代川 浩一	11番 矢野 泰宏	12番 関口 昌弘
13番 渡邊 幸枝	14番 江口 明美	

会 長 三代川 彦博

会長職務代理者 櫻井 茂雄

3. 議事録署名人

8番 村山 茂男

11番 矢野 泰宏

4. 審議案件

議案第 1 号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

議案第 2 号 農地法第5条の規定による許可申請について

5. 報告案件

報告第 1 号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第 2 号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第 3 号 農地転用事実に関する照会書について

6. 閉会時間 午前 10時 10分

議 長	みなさん、おはようございます。 それでは、定刻となりましたので、ただ今より、令和7年第4回習志野市農業委員会総会を開催いたします。 本日は、3名の委員から、欠席の連絡がありました。 よって、農業委員16名のうち、13名の出席により、本日の総会は成立いたしました。 次に、議事録署名人について、「習志野市農業委員会会議規則」第26条の規定に基づき議長から指名させていただきます。 8番、村山 茂男委員、11番、矢野 泰宏委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。 本日の議案上程件数は、2件、報告件数は、3件でございます。 それでは、早速審議に入ります。 議案第1号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見について議案といたします。 事務局は、議案第1号の議案説明をお願いします。
事務局長	はい。皆様、本日もよろしくお願いいたします。 それでは、議長のご指示により、議案第1号について、議案の説明をさせていただきます。 総会資料の1ページをご覧ください。 議案第1号は、農用地利用集積等促進計画案に対する意見についてであります。 この度、農地中間管理事業の推進に関する法律、第19条第3項の規定に基づき、市長より農用地利用集積等促進計画案に対する意見聴取がありましたので、計画案に対する意見を求めるものです。 1番、申請地は、藤崎一丁目の農地1筆であり、面積は826平方メートルであります。 2番、権利の内容は、年間賃借料13,000円とした賃借権の設定であり、期間は、千葉県知事による公告日の翌日から5年間であります。 3番、申請者の住所及び氏名は、資料記載のとおりです。 説明は、以上です。
議 長	事務局、ありがとうございました。 続けて、議案の詳細説明をお願いいたします。 なお、説明中については、暫時休憩といたします。
事務局	・・・・・・詳細説明・・・・・・
議 長	ありがとうございました。

議 長	休憩前に戻り、会議を開きます。 ただ今の事務局の説明について、ご質問などある方は、いらっしゃいませんか。櫻井委員。
櫻井委員	はい。 先日、現地調査を事務局と行ってまいりましたが、現地は、大型トラクターで、ブロッコリーを収穫した後でありました。 資料の写真の通り、平坦で非常に耕作し易い土地であります。 これからも申請者のような若い方が、利用集積をどんどん活用して営農して頂ければと実感いたしました。
議 長	櫻井委員、現地調査ありがとうございました。 他にありませんか、よろしいでしょうか。 なければ、採決に移ります。 お諮りいたします。 議案第１号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、農業委員会として、市長から提出された計画案に対する意見は無く、農地の貸借を認めることについて、賛成の方の挙手を求めます。 ありがとうございます。 全員賛成により、計画案に対する意見は無いことに決しました。 事務局は、市に対し、意見が無い旨を回答してください。 次に移ります。 議案第２号、農地法第５条の規定による許可申請について議案といたします。 事務局は、議案第２号の議案説明をお願いします。
事務局長	はい。それでは、議長のご指示により、議案第２号について説明させていただきます。 総会資料の６ページをお開きください。 議案第２号は、農地法第５条の規定による許可申請についてであります。 この度、農地法第５条第３項及び同法施行規則第３０条の規定による許可申請書の提出がありましたので、許可について審議を求めるものです。 １番、申請地は、屋敷四丁目の農地１筆であり、面積は、１，３２５平方メートルであります。 ２番、権利の内容は、賃借権の設定であります。 ３番、申請者の住所及び氏名は、資料記載のとおりです。

事務局長	なお、当該転用事業は、千葉県知事の許可を受けて農地の一時転用を行っていた対象地において、終了期間を定めず、恒久的な転用を行うため、再度、農地法第5条の規定による許可申請書が提出されたものであります。 また、申請地につきましては、新たな整備工事は実施しないとのことです。説明は以上です。 事務局、ありがとうございました。 続けて、議案の詳細説明をお願いいたします。 なお、説明中については、暫時休憩といたします。
事務局	．．．．．詳細説明．．．．．
議 長	休憩前に戻り、会議を開きます。 ただ今の事務局の説明について、ご質問などある方は、いらっしゃいませんか。三代川委員。
三代川（浩） 委員	はい。申請地は、継続して借用となっていますが、コンクリート敷きにしているのですかね。そうであれば税金関係はどの様になっていますか。
議 長	事務局お願いします。
事務局長	はい。既に一時転用許可を受けてコンクリート敷きなどを行っておりますことから、現地状況を確認後に雑種地への課税対象となっていると考えます。 あくまで登記地目が畑であったとしても現況地目での判断の課税を行う事になっております。
議 長	他にご質問・ご意見等がありますか、中臺委員。
中臺委員	はい。一時転用で砂利敷きの浸透枡を設置する事になっておりますが、浸透枡は設置されておりますか。
議 長	事務局、どうぞ。
事務局	はい。設置されております。
議 長	他にご質問・ご意見等がありますか。

議 長	ご意見が無いようですので、採決に移ります。 お諮りいたします。 議案第２号、農地法第５条の規定による許可申請について、許可相当とすることに賛成の方は、挙手願います。 ありがとうございました。 全員賛成により、議案第２号については、許可相当と認め、許可権者である千葉県知事に意見を附して進達することに決しました。 以上で、付議されました議案の審議を終了いたします。 次に、報告事項に移ります。 報告第１号の農地法第４条第１項第７号の規定による転用届出の受理通知及び報告第２号の農地法第５条第１項第６号の規定による転用届出の受理通知ですが、事務局は、補足説明ありますか。
事務局長	特段ございません。
議 長	委員の皆さん何か質問等ありますでしょうか質問等の有る方は、挙手願います。よろしいですか。 それでは、次に移ります。 報告第３号は、農地転用事実に関する照会書についてです。 事務局、何か補足説明はありますか。 なお、説明中については、暫時休憩といたします。
事務局	．．．．．補足説明．．．．．
議 長	休憩前に戻り会議を開きます。 それでは、委員の皆さん何か質問等ありますでしょうか。 質問等が無ければ、以上を持ちまして、令和７年第４回習志野市農業委員会総会を終了いたします。